

鹿児島県「鹿児島県における次世代自動車充電器 設置のためのビジョン」

鹿児島県のビジョンを次ページ以降に公開します。

鹿児島県内で「第 1 の事業」として補助金交付申請を行う場合は、
下記フローに従って、処理を進めて下さい。

【鹿児島県のビジョン確認フロー】

- ①ビジョンの要件を満たしていることの確認依頼 《申請者→鹿児島県》
- ②当該申請がビジョンの要件を満たしていることの確認 《鹿児島県》
- ③確認書の作成 《鹿児島県》
- ④「要件を満たしていること」もしくは「要件を満たしていないこと」の連絡・
確認書の交付 《鹿児島県→申請者》
- ⑤申請 《申請者→センター》
 - ・申請者は、申請書に自治体等から付与された管理ナンバーを記入、交付され
た確認書を添付の上、申請書類一式をセンターへ送付してください。（申請書
に自治体の承認印、サインは必要ありません）
- ⑥申請受付 《センター》

上記フローは、鹿児島県での確認フローとなります。自治体等によ
っては異なったフローを採用している場合がありますのでご注意く
ださい。

一般社団法人次世代自動車振興センター

鹿児島県へのお問い合わせ窓口は以下となります。

担当部署名：商工労働水産部 産業立地課 産業立地企画係
電 話 番 号：099-286-2967

鹿児島県における次世代自動車充電器 設置のためのビジョン



1 趣旨等

① 国の施策

国(経済産業省)では、平成25年3月、充電設備に対するこれまでの補助制度の補助対象と補助率を拡充した「次世代自動車充電インフラ整備促進事業(8ページ参照)」を創設し、充電設備の整備を加速することとしている。

② ビジョン策定の趣旨

本ビジョンの策定により、民間事業者等による「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の積極的な活用による県内の充電インフラへの設備投資の喚起や充電設備の整備を促進し、ひいては次世代自動車の普及に伴う、本県が掲げる低炭素社会の実現、自然が調和する地球にやさしい社会づくりに資する。

2 内容

① ビジョンの対象となる地域

鹿児島県内全域

(西日本高速道路株式会社が別途ビジョンを策定する予定の高速道路を除く。)

② ビジョンの策定期間

本ビジョンの策定日から「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の終了期間まで。

③ ビジョンの対象

以下の公共性の要件を全て満たす急速充電設備または普通充電設備であり、一般社団法人次世代自動車振興センターが承認するもの。

- ・ 充電設備の場所を示す案内看板を設置すること。
- ・ 充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること。
- ・ 充電設備の利用を、他のサービス(飲食等)の利用または物品の購入を条件としていないこと(ただし、一般社団法人次世代自動車振興センターが特に認める駐車料金等の徴収は可とする)。
- ・ 利用者を限定していないこと(会員制等であっても、その場で適正な料金を支払うことで充電設備を利用できる場合は、条件を満たすものとする)。

3 鹿児島県の現状

既設急速充電器:15基

既設普通充電器:81基

※ 平成25年5月現在 鹿児島県調べ

	市町村	急速充電器	普通充電器		市町村	急速充電器	普通充電器
1	鹿児島市	3	26	23	出水郡長島町	0	0
2	鹿屋市	1	8	24	姶良郡湧水町	0	0
3	枕崎市	0	1	25	曾於郡大崎町	0	0
4	阿久根市	0	0	26	肝属郡東串良町	0	0
5	出水市	1	2	27	肝属郡錦江町	0	0
6	指宿市	1	1	28	肝属郡南大隅町	0	0
7	西之表市	0	1	29	肝属郡肝付町	0	0
8	垂水市	0	0	30	熊毛郡中種子町	0	0
9	薩摩川内市	1	8	31	熊毛郡南種子町	0	0
10	日置市	0	1	32	熊毛郡屋久島町	4	15
11	曾於市	1	1	33	大島郡大和村	0	0
12	霧島市	2	9	34	大島郡宇検村	0	0
13	いちき串木野市	0	1	35	大島郡瀬戸内町	0	0
14	南さつま市	1	1	36	大島郡龍郷町	0	0
15	志布志市	0	0	37	大島郡喜界町	0	0
16	奄美市	0	0	38	大島郡徳之島町	0	0
17	南九州市	0	1	39	大島郡天城町	0	0
18	伊佐市	0	1	40	大島郡伊仙町	0	0
19	姶良市	0	3	41	大島郡和泊町	0	0
20	鹿児島郡三島村	0	0	42	大島郡知名町	0	0
21	鹿児島郡十島村	0	0	43	大島郡与論町	0	0
22	薩摩郡さつま町	0	1	計		15	81

4 対象箇所の設定方法

県内に設置する充電設備は、既設分も考慮して県内主要国道・県道の路線延長の20kmにつき1箇所配置するとし、市町村ごとに設置箇所数を設定する。

市町村ごとの設置箇所数については、下記により算出する。

① 道路総延長並びに自動車保有台数

各市町村の道路実延長と自動車保有台数に応じた箇所数を設定する。

② 電欠をおこさないインフラ整備

上記①の算出方法に加え、各市町村最低2箇所は設定する。

③ その他

①、②の算出方法の他、既設の状況等、その他の要件に応じて追加設定する。

※ ビジョンに基づき設置される充電設備については、急速または普通の種別は問わない。
1箇所に複数の充電器を併設する場合は、1箇所としてカウントする。

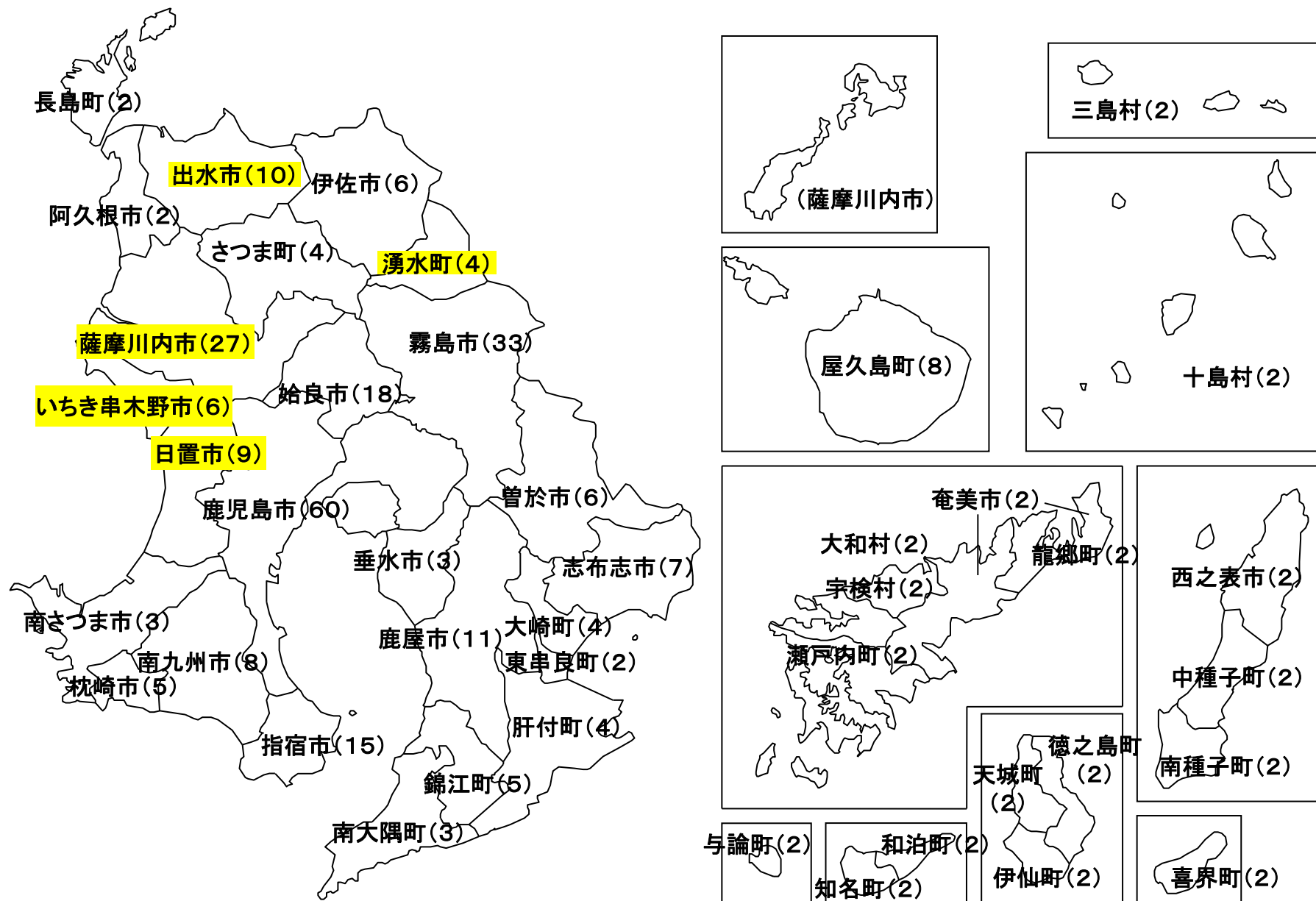
5 ビジョン対象箇所一覧

ビジョンの対象箇所は下記のとおりとする。

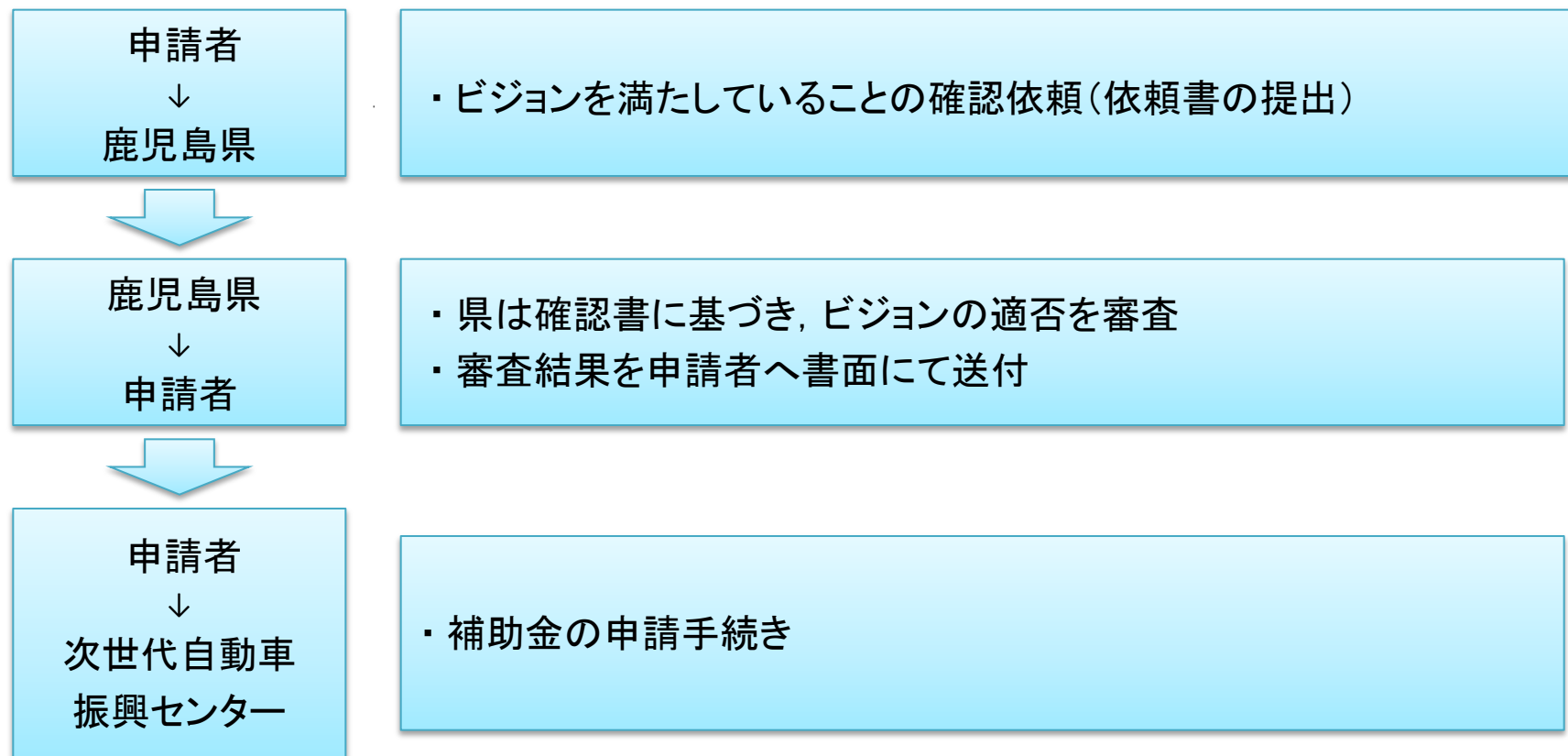
	市町村	充電器の種別	設置箇所数
1	鹿児島市	普通または急速	60
2	鹿屋市	普通または急速	11
3	枕崎市	普通または急速	5
4	阿久根市	普通または急速	2
5	出水市	普通または急速	10
6	指宿市	普通または急速	15
7	西之表市	普通または急速	2
8	垂水市	普通または急速	3
9	薩摩川内市	普通または急速	27
10	日置市	普通または急速	9
11	曾於市	普通または急速	6
12	霧島市	普通または急速	33
13	いちき串木野市	普通または急速	6
14	南さつま市	普通または急速	3
15	志布志市	普通または急速	7
16	奄美市	普通または急速	2
17	南九州市	普通または急速	8
18	伊佐市	普通または急速	6
19	姪良市	普通または急速	18
20	鹿児島郡三島村	普通または急速	2
21	鹿児島郡十島村	普通または急速	2
22	薩摩郡さつま町	普通または急速	4

	市町村	充電器の種別	設置箇所数
23	出水郡長島町	普通または急速	2
24	姪良郡湧水町	普通または急速	4
25	曾於郡大崎町	普通または急速	4
26	肝属郡東串良町	普通または急速	2
27	肝属郡錦江町	普通または急速	5
28	肝属郡南大隅町	普通または急速	3
29	肝属郡肝付町	普通または急速	4
30	熊毛郡中種子町	普通または急速	2
31	熊毛郡南種子町	普通または急速	2
32	熊毛郡屋久島町	普通または急速	8
33	大島郡大和村	普通または急速	2
34	大島郡宇検村	普通または急速	2
35	大島郡瀬戸内町	普通または急速	2
36	大島郡龍郷町	普通または急速	2
37	大島郡喜界町	普通または急速	2
38	大島郡徳之島町	普通または急速	2
39	大島郡天城町	普通または急速	2
40	大島郡伊仙町	普通または急速	2
41	大島郡和泊町	普通または急速	2
42	大島郡知名町	普通または急速	2
43	大島郡与論町	普通または急速	2
	計		299

6 ビジョン対象箇所一覧(マップ)



7 ビジョン要件を満たしていることの確認フロー



※ 県の審査は、ビジョンに合致するか否かを判断するのみであって、補助金の交付決定を確約するものではありません。

■ 本ビジョンに関する問い合わせ ■

鹿児島県 商工労働水産部 産業立地課技術振興係
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1
TEL : 099-286-2970 FAX : 099-286-5578

【参考】経済産業省 次世代自動車充電インフラ整備促進事業概要

平成26年度補正予算案額 **300.0億円**

事業の内容

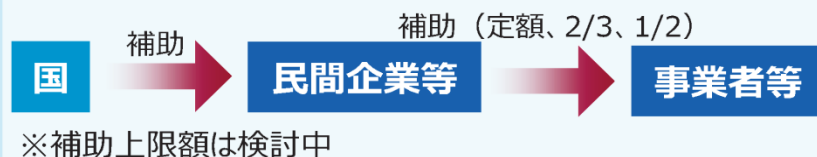
事業目的・概要

- 電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）に必要な充電インフラの整備を加速することにより、次世代自動車の更なる普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図ります。
- 具体的には、充電器等の購入費及び工事費を補助することにより、①目的地への途中で充電可能な「経路充電」の充実（高速道路SA/PA、道の駅、コンビニ等）②目的地における「目的地充電」の充実（ショッピングセンター等）③マンション・月極駐車場及び従業員駐車場等の充電設備（「基礎充電」）の充実④自立的なインフラ整備を推進するため、充電器課金装置の整備加速を図る。

成果目標

- 「日本再興戦略改訂2014」における、2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5～7割とする目標の実現に向けて、普及に不可欠な充電インフラの倍増を目指します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）の普及を加速させるため、以下の充電器について購入費及び工事費の一部補助を通じて、充電インフラを計画的・効率的に整備。

- 事業メニュー1 自治体の計画に基づく充電器の設置
- 事業メニュー2 自治体の計画に基づかないものの、公共性を有する充電器の設置
- 事業メニュー3 マンション・月極駐車場及び従業員駐車場等への充電器の設置
- 事業メニュー4 事業メニュー1～3以外の充電器の設置
- 事業メニュー5 自立的なインフラ整備を不可欠な課金装置の設置等

【設置場所のイメージ】

（急速充電器）

（普通充電器）

